

第 6

推進体制

県の各部局で構成する庁内組織の「広島県障害者施策推進本部」を中心として、各関係部局間の緊密な連携を図りながら、本計画の進行管理を行います。

障害者自身のニーズに即して柔軟に施策展開を行えるよう当事者や学識経験者などで構成する「広島県障害者施策推進協議会」の活用を図ります。

本計画の着実かつ効果的な推進のため、定期的に進捗状況の分析・検討を行い、社会情勢の変化などに対応して必要に応じ見直しを行います。

また、広域的な視点から地域生活を支援する有効な施策となるよう、障害者に最も身近な市町村と、役割分担を明確にした上で相互に連携を図ります。市町村の策定する「市町村障害者計画」の推進に当たっては、本計画との整合性を図るとともに、各市町村が地域の実情に即して適切に施策を実施できるよう協力・支援を行います。

さらに本計画の推進に当たっては、地域福祉の視点を踏まえ、障害者やその家族、障害者団体をはじめ、行政、ボランティア、サービス提供事業者などが互いに密接に関わり、支え合うことが重要です。このため、県民一人ひとりが地域社会を構成する一員であり、計画推進の担い手であるという自覚のもと、共生社会の実現へ向けて積極的に参加することを求めます。

この計画に基づく広島県の事業は、本県の財政状況を踏まえ、各年度における予算の定めるところにより実施します。

